

令和4年度諮問（情）第4号
答申（情）第108号

「特定の民間団体において県職員の役員が廃止された経緯記録の公文書非開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（文書不存在）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和3（2021）年12月27日付けで、次のとおり公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

X会の役員において、県職員の理事が廃止された経緯記録

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求の内容から、対象公文書を、X会の役員に県職員の理事が廃止された経緯が記録された公文書と判断した上で、請求の対象となる公文書は保有していないことから、令和4（2022）年1月11日付けで、条例第11条第2項の規定による公文書非開示決定を行った（以下「本件処分」という。）。）。。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和4（2022）年1月17日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第19条第1項の規定により令和4（2022）年6月20日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

非開示決定を取り消し、協議書、起案書の開示を求める。

2 審査請求の理由等

審査請求書及び反論書によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) X会の役員に県職員の理事を置かないこととする決定は軽易なことではないため、（県職員の役員について）どうするかを協議した、起案書が作成されていると考える。

(2) 県の規定では、文書の作成について、経緯でないものは作成するものとされているため、公文書は作成されているはずであり、非開示処

分は違法である。

第4 実施機関の主張要旨

弁明書及び意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る対象公文書の特定について

実施機関は、審査請求人が本件開示請求で求めた対象公文書は、X会の役員に県職員の理事を置かないこととなった経緯が記録された公文書であると判断した。

2 対象公文書の不存在について

X会は、県が理事として関与する団体であったY会本部が令和〇(〇〇)年〇月〇日をもって解散した後、同年〇月〇日に設立された民間団体であり、規約、役員、事業計画及び会費等に関しては、X会の総会等において決定しているため、実施機関ではX会の役員選任に係る公文書は保有していない。

したがって、対象公文書不存在として非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、公文書は原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

(2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略)審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法(総務省行政管理局)」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

(3) 審査会は、(1)及び(2)の基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を請求する権利が侵害されることのない

よう条例を解釈し、本件処分について、以下のとおり判断するものである。

2 対象公文書特定の妥当性について

条例第2条第2項において、開示請求の対象である公文書について、実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書等である旨規定している。

これを踏まえて、上記第4の1で実施機関が行った対象公文書の特定について、以下検討を行う。

- (1) 本件開示請求の内容から、対象公文書は、X会の役員構成について協議した記録文書と判断される。
- (2) これに対して、実施機関が対象公文書を「X会の役員に県職員の理事を置かないこととなった経緯が記録された公文書」と判断したことに不合理な点はない。

したがって、審査請求人の求める公文書と実施機関の解釈に相違点は認められないことから、実施機関の対象公文書の特定は、妥当である。

3 対象公文書の不存在について

- (1) 対象公文書の保有の有無について

条例第11条第2項は、開示請求に係る公文書を保有していないときは開示をしない旨の決定をする旨規定しているため、実施機関が2(2)で特定した対象公文書を保有していないという主張について検討する。

ア 実施機関は、X会の役員等は、X会の総会等で決定しているため、実施機関では役員選任に係る公文書は作成及び保有していない旨を主張する。

一方、審査請求人は、X会の役員に県職員の理事を置くか否かの判断は軽易なことではないため、協議記録や起案書が作成されているはずである旨を主張する。

イ 審査会が実施機関に行った意見聴取で、実施機関から次のとおり説明を受けた。

- (ア) X会は全くの民間団体であり、県は関与していない。

規約、役員、事業計画等はX会の総会等で決定している。

- (イ) 都市整備課は、X会に対して、役員選任に係る総会等での協議記録等の資料について、法令等に基づいて提出を依頼したり、X会側から任意に当該資料の提供を受けた事実はない。

- (ウ) 都市整備課は、X会から役員選任に関して「県職員を役員に入れたい」等の何らかの相談を受けた事実はなく、現在、X会にどのような職名の役員が置かれているのか等も承知していない。

ウ イ(ア)のとおり、X会が県の関与しない団体であり、役員は総会等で決定されることを踏まえると、役員選任に係る協議記録の文書が作成されるとすれば、X会において作成されるものと思料される。

これらを踏まえると、X会の役員選任に係る公文書は保有していないという実施機関の主張に不合理な点はない。

したがって、実施機関において、本件開示請求に対して対象公文書不存在による非開示決定を行ったことは、妥当である。

4 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 (2022)年 6 月 20 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 5 (2023)年 1 月 27 日 (第59回審査会第 1 部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
令和 5 (2023)年 3 月 3 日 (第60回審査会第 1 部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 第 2 回審議
令和 5 (2023)年 3 月 24 日 (第61回審査会第 1 部会)	・ 第 3 回審議

栃木県行政不服審査会第 1 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
江 田 和 宏	下野新聞社常務取締役主筆	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学名誉教授	部会長

(五十音順)